

料金減免制度について

特許庁 総務部 総務課 調整班



1

減免制度の概要

2

新減免制度の対象者

3

減免申請方法

4

（補足） PCT国際出願制度の料金軽減・支援措置

1

減免制度の概要

2

新減免制度の対象者

3

減免申請方法

4

（補足）PCT国際出願制度の料金軽減・支援措置

特許権を取得・維持するための手数料



減免制度とは？

- 資力上の制約により手数料が納付できないとの理由で特許権が取得されないとすると、発明を奨励し、産業の発達に寄与するという特許法の目的が達成されない
- そこで、特定の者を対象に、納付すべき各種手数料を軽減または免除（減免）することで知財活動を促進
- 申請を行うことにより、手数料のうち審査請求料と特許料（1～10年分）が軽減または免除される

減免対象となる料金

審査 請求料	138,000円＋ 4,000円×請求項数	
特許料	(1～3年) 毎年 4,300円＋ 300円×請求項数	(4～6年) 毎年 10,300円＋ 800円×請求項数
	(7～9年) 毎年 24,800円＋ 1,900円×請求項数	(10年) 毎年 59,400円＋ 4,600円×請求項数

POINT

国内出願において減免適用があるのは
審査請求料、特許料(10年目まで)のみ
出願料、11年目以降の特許料の減免
規定はない

その他、PCT国際出願の料金軽減・支援措置も存在

減免制度の改正

減免制度の改正（2019年4月施行）

- 2019年4月に減免制度が改正され、2019年4月以降に審査請求をした案件を対象に、従来より減免要件が拡大
- 証明書類などの提出が不要になり、手続きが大幅に簡素化

旧減免制度

【対象】

研究開発型中小企業、スタートアップ企業など、対象が限定的



新減免制度

原則として、全ての中小企業※

【手続】

煩雑
(証明書類などの作成・提出)



簡素化
(証明書類など不要)

POINT

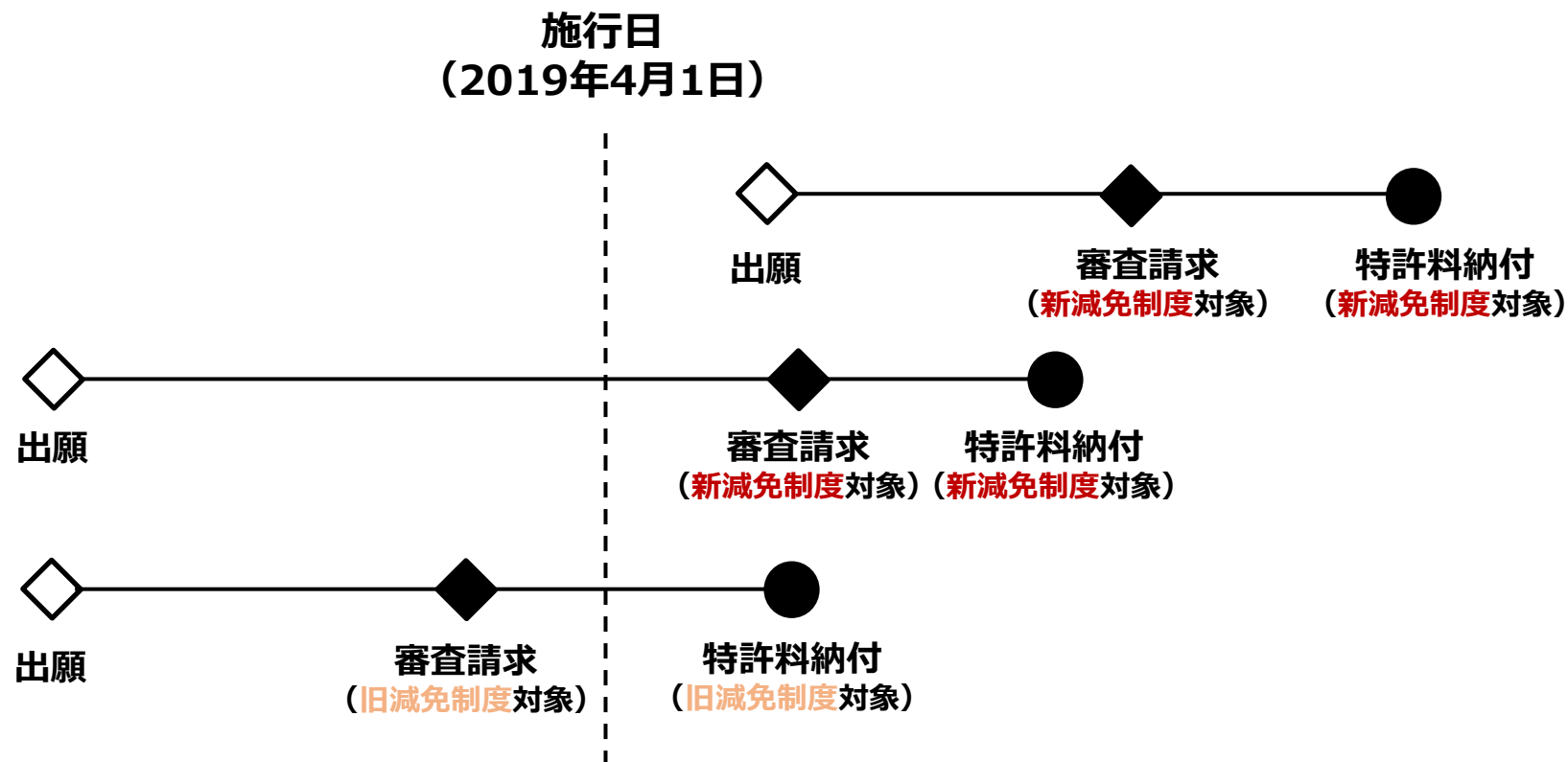
審査請求料・特許料の減免ともに、新減免制度が適用されるのは、2019年4月1日以降に審査請求をした案件

2019年3月以前に審査請求をした案件については旧減免制度が適用される

※審査請求料の減免制度の改正（令和6年4月1日施行）により、中小企業等が利用できる特許出願の審査請求料の減免制度については、一部件数制限あり。2024年4月1日以降に審査請求した出願における審査請求料の減免申請に対して適用される。詳細については、下記URLの特許庁HPにて掲載。

https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen_240131.html

新旧減免制度の適用関係一覧



■ 施行日以降に審査請求をした場合には、**新減免制度**に基づき、審査請求料・特許料に係る減免の適用が判断される。申請手続は、**新減免制度**の手続に基づき、行うことになる。

■ 施行日より前に審査請求をした場合には、施行日より前に存在している減免制度（**旧減免制度**）に基づき、審査請求料・特許料に係る減免の適用が判断される。申請手続は、**旧減免制度**の手続に基づき、行うことになる。減免申請書と証明書の提出が必要。

1

減免制度の概要

2

新減免制度の対象者

3

減免申請方法

4

(補足) PCT国際出願制度の料金軽減・支援措置

新減免制度の対象者及び軽減率

対象者	軽減率
中小企業	1/2に軽減
研究開発型中小企業	1/2に軽減
小規模企業・中小スタートアップ企業	1/3に軽減
福島特措法の認定中小企業	1/4に軽減
非課税中小企業	1/2に軽減
大学、承認TLO、独立行政法人など、公設試験研究機関を設置する者など	1/2に軽減
生活保護受給者、市町村民税非課税者	免除または1/2に軽減
所得税非課税者	1/2に軽減

企業：法人、個人事業主

対象者別要件 ～中小企業（法人）～

中小企業

特許法施行令第10条第1号イ～ソ

軽減率：1/2に軽減

要件1

①以下の「従業員数要件」又は「資本金額要件」のいずれかを満たしている会社であること

	業種	従業員数	資本金額又は出資金額
イ	製造業、建設業、運輸業その他の業種（ロからトまでに掲げる業種を除く。）	300人以下	3億円以下
ロ	卸売業	100人以下	1億円以下
ハ	サービス業（ヘ及びトに掲げる業種を除く。）	100人以下	5,000万円以下
ニ	小売業	50人以下	5,000万円以下
ホ	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人以下	3億円以下
ヘ	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下	3億円以下
ト	旅館業	200人以下	5,000万円以下

または ②以下のいずれかに該当するもの

- ・企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会
- ・酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会又は酒販組合中央会※1
- ・特定非営利活動法人※2

※1 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるものに限る。

※2 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が300人（小売業に属する事業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業に属する事業を主たる事業とする事業者については100人）以下のものに限る。

対象者別要件 ～中小企業（法人）～

要件2 大企業に支配されていないこと

「大企業」とは、

要件1 を満たさない法人

「大企業に支配されていないこと」とは、

以下のア. 及びイ. のどちらにも該当していること。

ア. 単独の大企業（**要件1** を満たす中小企業以外の法人）が株式総数又は出資総額の1/2以上に相当する株式又は出資金を有していないこと。

イ. 複数の大企業（**要件1** を満たす中小企業以外の法人）が株式総数又は出資総額の2/3以上に相当する株式又は出資金を有していないこと。

特許法施行規則第71条第3項

対象者別要件 ～中小企業（個人事業主）～

中小個人事業主

特許法施行令第10条第1号イ～ト

軽減率：1/2に軽減

要件

①以下の「従業員数要件」を満たしている個人事業主であること

	業種	従業員数
イ	製造業、建設業、運輸業その他の業種（ロからトまでに掲げる業種を除く。）	300人以下
ロ	卸売業	100人以下
ハ	サービス業（ヘ及びトに掲げる業種を除く。）	100人以下
ニ	小売業	50人以下
ホ	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人以下
ヘ	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下
ト	旅館業	200人以下

対象者別要件 ～中小企業～

<よくあるご質問>

問1：どの業種に分類されるのかを判断する方法を教えてください。

答1：(1)まず、下記URLの総務省が所管する日本標準産業分類(最新版は第14回※)をご覧ください、分類項目名、説明及び内容例示からどの分類にあてはまるのかご確認ください。

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05koumoku/setsumei.html

(2)次に、下記URL※の対応表からどの業種に該当するのかご確認ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_13.pdf

※R6.11時点。常に最新の情報にてご確認ください。

ただし、「ゴム製品製造業」、「ソフトウェア業又は情報処理サービス業」、「旅館業」については、以下のとおり、取り扱います。

・「ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）」については、日本標準産業分類における中分類19（ゴム製品製造業）に該当する場合（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）を指します。

・「ソフトウェア業又は情報処理サービス業」については、日本標準産業分類における中分類39（情報サービス業）に該当する場合を指します。

・「旅館業」については、日本標準産業分類における中分類75（宿泊業）に該当する場合を指します。

対象者別要件 ～中小企業～

<よくあるご質問>

問2：別業種に属する複数の事業を持つ場合は、どのように取り扱われますか？

答2：別業種に属する複数の事業を持つ場合は「主たる事業」に該当する業種で判断されます。

問3：従業員数要件と資本金額要件は両方満たしている必要があるのか、あるいは片方を満たしていればよいのでしょうか？

答3：従業員数要件と資本金額要件のどちらかを満たしていれば問題ありません。

問4：資本金額要件には、資本準備金や資本剰余金などは含まれるのでしょうか？

答4：資本準備金や資本剰余金などは含まれません。

問5：要件の一つに「大企業に支配されていないこと」とありますが、有限責任事業組合などの法人格を持たない組織は、大企業として判断されるのでしょうか？

答5：政令には「中小事業者以外の法人が特定支配関係を持っている場合・・・」と規定されており、支配している者は「法人」であることが前提となるため、大企業に該当しないと考えられます。

問6：間接的に大企業に支配されている場合（大企業→中小企業→中小企業）、「大企業に支配されている」といえるのでしょうか？

答6：考慮されるのは直属の支配関係のみなので、このような場合、大企業に支配されているとはいえません。

対象者別要件 ～中小企業～

<よくあるご質問>

問7：従業員数要件には、連結子会社の従業員も含めてカウントすべきでしょうか？

答7：連結の従業員数は含まれませんので、出願人（減免申請人）の単独の従業員数でご判断ください。

問8：従業員要件には、アルバイトなどの雇用形態は含まれるのでしょうか？

答8：労働基準法第20条の規定に基づき、「予め解雇の予告を必要とする者」を「従業員」として扱います。

以下の場合には従業員に含まれません。（労働基準法第21条）

- 日々雇い入れられる者は原則含みません。
（注）1か月を超えて引き続き使用される場合は含みます。
- 2か月以内の期間を定めて使用される者は原則含みません。
（注）所定の期間を超えて引き続き使用される者は含みます。
- 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者は原則含みません。
（注）所定の期間を超えて引き続き使用される者は含みます。

対象者別要件 ～研究開発型中小企業（法人）～

研究開発型中小企業

特許法施行令第10条第2号ロ～ハ

軽減率：1/2に軽減

要件1

中小企業 の 要件1（従業員数要件・資本金額要件）を満たしていること

要件2

以下①～③のいずれかを満たすこと

①試験研究費等比率が収入金額の3%超

②以下のいずれかの事業などの成果に関する特許発明又は発明（計画・事業の終了の日から起算して2年以内に出願されたもの）

- ・SBIR制度の指定補助金等交付事業
- ・承認経営革新計画における技術に関する研究開発事業
- ・廃止前の認定異分野連携新事業分野開拓計画における技術に関する研究開発事業（※）
- ・廃止前の中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の認定計画における特定研究開発など（※）

③以下のいずれかの計画に従って承継した特許権又は特許を受ける権利に関する特許発明又は発明

- ・承認経営革新計画
- ・廃止前の認定異分野連携新事業分野開拓計画（※）
- ・廃止前の中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の認定計画（※）

※「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律などの一部を改正する法律（令和2年法律第58号）」が令和2年10月1日に施行されたことに伴い、異分野連携新事業分野開拓計画及び中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の認定計画は経営革新計画に統合され廃止されました。なお、施行日（令和2年10月1日）時点で上記要件に該当する場合、施行日以降も引き続き、審査請求料、特許料（1～10年分）及びPCT国際出願に係る手数料の軽減措置を受けることができます。

対象者別要件 ～研究開発型中小企業（個人事業主）～

研究開発型個人事業主

特許法施行令第10条第2号イ、ハ～ヘ

軽減率：1/2に軽減

要件1

中小個人事業主

の

要件

（従業員数要件）を満たしていること

要件2

以下①～③のいずれかを満たすこと

①試験研究費等比率が収入金額の3%超

②以下のいずれかの事業などの成果に関する特許発明又は発明（計画・事業の終了の日から起算して2年以内に出願されたもの）

- ・SBIR制度の指定補助金等交付事業
- ・承認経営革新計画における技術に関する研究開発事業
- ・廃止前の認定異分野連携新事業分野開拓計画における技術に関する研究開発事業（※）
- ・廃止前の中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の認定計画における特定研究開発など（※）

③以下のいずれかの計画に従って承継した特許権又は特許を受ける権利に関する特許発明又は発明

- ・承認経営革新計画
- ・廃止前の認定異分野連携新事業分野開拓計画（※）
- ・廃止前の中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の認定計画（※）

※「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律などの一部を改正する法律（令和2年法律第58号）」が令和2年10月1日に施行されたことに伴い、異分野連携新事業分野開拓計画及び中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の認定計画は経営革新計画に統合され廃止されました。なお、施行日（令和2年10月1日）時点で上記要件に該当する場合、施行日以降も引き続き、審査請求料、特許料（1～10年分）及びPCT国際出願に係る手数料の軽減措置を受けることができます。

対象者別要件 ～研究開発型中小企業～

<よくあるご質問>

問1：中小企業の要件と研究開発型中小企業の要件との違いは？

答1：従業員数・資本金額の要件は同じですが、中小企業の方は、さらに大企業に支配されていないという要件が求められるところ、研究開発型中小企業においては支配関係は問われません。代わりに、研究開発要件が求められます。

問2：試験研究費及び開発費とは何でしょうか？

答2：「試験研究費」とは、新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究のために特別に支出する費用をいい、「開発費」とは、新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいいます。それらの試験研究や開発を行うために要する原材料費、人件費（専門的な知識をもって当該試験研究又は開発の業務に専ら従事している者に係るものに限る。）及び経費（他の者に委託して試験研究又は開発を行う場合の委託費用を含む。）を内容とします。

問3：試験研究費等比率の計算における分母の収入金額はどのように算出するのですか？

答3：収入金額は、法令上、総収入金額（売上高のほか、営業外収益及び特別利益を含むものと解します。）から固定資産又は有価証券の譲渡による収入金額を除いた金額とされております。また、法令上は明記されておませんが、国税還付金、貸倒など引当金戻入益、及び、固定資産又は有価証券に係る評価益についても、試験研究費等比率の計算に当たっては、収入金額から除外し、収入金額を算出してください。

対象者別要件 ～小規模・中小スタートアップ企業～

小規模企業

特許法施行令第10条第4号ロ

軽減率：1/3に軽減

要件1 従業員数20人以下（商業又はサービス業は5人以下）の法人であること

要件2 大企業（スライド10の大企業）に支配されていないこと

中小スタートアップ企業

特許法施行令第10条第5号ロ

軽減率：1/3に軽減

要件1 資本金額又は出資総額が3億円以下の法人であること

要件2 設立後10年を経過していないこと

要件3 大企業（資本金額又は出資総額が3億円以下の法人以外の法人）に支配されていないこと

→ スライド10の「大企業」とは異なるので注意

対象者別要件 ～小規模・中小スタートアップ企業～

小規模企業個人事業主

特許法施行令第10条第4号イ

軽減率：1/3に軽減

要件

従業員数20人以下（商業又はサービス業は5人以下）の個人事業主であること

中小スタートアップ企業個人事業主

特許法施行令第10条第5号イ

軽減率：1/3に軽減

要件

事業開始後10年を経過していない個人事業主であること

対象者別要件 ～小規模・中小スタートアップ企業～

<よくあるご質問>

問1：今年度末で設立後10年を迎える中小企業ですが、第5年分の特許料の納付期限が今年度中に到来します。今年度中に第5年分と併せて第6年分から第10年分の特許料についてもまとめて納付する場合、第5年分から第10年分の特許料について減免措置の適用を受けることは可能ですか？

答1：減免申請の時点（第5年分から第10年分の特許料納付の時点）で要件を満たしている場合には、第5年分から第10年分の特許料について、減免措置の適用を受けることができます。

問2：本日でちょうど設立後10年を迎えた中小企業ですが、本日減免申請をした場合、減免措置を受けることはできますか？

答2：「設立後10年未満」であることが要件であり、設立後10年となった本日に10年を経過したこととなりますので、本日以降に減免申請をしても、減免措置を受けることはできません。

問3：「事業開始」の日とは、開業届を提出した日でしょうか。

答3：必ずしも開業届を提出している必要はありません。事業（研究、製造、営業、販売など）を開始したといえる日でご判断ください。

対象者別要件 ～小規模・中小スタートアップ企業～

<よくあるご質問>

問4：法人の合併があった場合、10年間の起算日となる「設立の日」はいつになりますか？

答4：新設合併の場合は新設合併により設立した会社の設立の日、吸収合併の場合は吸収合併後存続する会社の設立の日となります。

問5：会社分割により新会社が設立された場合、10年間の起算日となる「設立の日」はいつになりますか？

答5：分割による設立日から10年未満であれば減免措置の対象となります。

対象者別要件 ～福島関連中小企業（法人）～

福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて
事業を行う中小企業

特許法施行令第10条第6号

軽減率：1/4に軽減

要件1 中小企業 の **要件1**（従業員数要件・資本金額要件）を満たしていること

要件2 その特許発明又は発明が福島復興再生特別措置法第86条に規定する認定福島復興再生計画に基づき同法第7条第6項に規定する福島国際研究産業都市区域（浜通り地域などの15市町村※）において行う事業の成果に係るものであること

要件3 認定福島復興再生計画の期間の終了の日（2026年3月31日）から起算して2年以内に出願されたもの

※ 福島国際研究産業都市区域（浜通り地域などの15市町村）

- ① いわき市：全域、② 相馬市：全域、③ 田村市：全域、④ 南相馬市：全域、⑤ 川俣町：全域、
⑥ 広野町：全域、⑦ 楡葉町：全域、⑧ 富岡町：全域、⑨ 川内村：全域、⑩ 大熊町：全域、
⑪ 双葉町：全域、⑫ 浪江町：全域、⑬ 葛尾村：全域、⑭ 新地町：全域、⑮ 飯舘村：全域
（全国地方公共団体コード（総務省）順）

対象者別要件 ～福島関連中小企業（個人事業主）～

福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて
事業を行う個人事業主

特許法施行令第10条第6号

軽減率：1/4に軽減

要件1 中小個人事業主 の **要件**（従業員数要件）を満たしていること

要件2 その特許発明又は発明が福島復興再生特別措置法第86条に規定する認定福島復興再生計画に基づき同法第7条第6項に規定する福島国際研究産業都市区域（浜通り地域などの15市町村※）において行う事業の成果に係るものであること

要件3 認定福島復興再生計画の期間の終了の日（2026年3月31日）から起算して2年以内に出願されたもの

※ 福島国際研究産業都市区域（浜通り地域などの15市町村）

- ① いわき市：全域、② 相馬市：全域、③ 田村市：全域、④ 南相馬市：全域、⑤ 川俣町：全域、
⑥ 広野町：全域、⑦ 楡葉町：全域、⑧ 富岡町：全域、⑨ 川内村：全域、⑩ 大熊町：全域、
⑪ 双葉町：全域、⑫ 浪江町：全域、⑬ 葛尾村：全域、⑭ 新地町：全域、⑮ 飯舘村：全域
（全国地方公共団体コード（総務省）順）

対象者別要件 ～非課税中小企業～

法人税非課税中小企業

特許法等関係手数料令第1条の2第2号
特許法施行令第9条第2号

軽減率：1/2に軽減

要件1 資本金額又は出資総額が3億円以下の法人であること

要件2 法人税が課されていないこと

要件3 他の法人に支配されていないこと

ア. 単独の他の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上に相当する株式又は出資金を有していないこと。

イ. 複数の他の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上に相当する株式又は出資金を有していないこと。

事業税非課税個人事業主

特許法等関係手数料令第1条の2第1号ニ
特許法施行令第9条第1号ニ

軽減率：1/2に軽減

要件 事業税が課されていないこと

対象者別要件（試験研究機関など）

大学など研究者

特許法施行令第10条第3号イ

軽減率：1/2に軽減

要件

以下①～③のいずれかの者であること

- ①大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手またはその他の職員のうち専ら研究に従事する者
- ②高専の校長、教授、准教授、助教、講師、助手またはその他の職員のうち専ら研究に従事する者
- ③大学共同利用機関法人の長またはその職員のうち専ら研究に従事する者

大学など

特許法施行令第10条第3号ロ

軽減率：1/2に軽減

要件

- ・大学若しくは高等専門学校を設置する者 ex.)大学法人、学校法人など
- または
- ・大学共同利用機関法人

対象者別要件（試験研究機関など）

独立行政法人など

特許法施行令第10条第3号ニ

軽減率：1/2に軽減

要件

独立行政法人などのうち試験研究に関する業務を行うものであって、以下に掲げるもの ※令和6年11月時点

国立研究開発法人日本医療研究開発機構
福島国際研究教育機構
国立研究開発法人情報通信研究機構
独立行政法人酒類総合研究所
独立行政法人造幣局
独立行政法人国立印刷局
独立行政法人国立科学博物館
国立研究開発法人物質・材料研究機構
国立研究開発法人防災科学技術研究所
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
独立行政法人国立美術館
独立行政法人国立文化財機構
国立研究開発法人科学技術振興機構
国立研究開発法人理化学研究所
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

独立行政法人日本スポーツ振興センター
国立研究開発法人海洋研究開発機構
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
独立行政法人労働者健康安全機構
独立行政法人国立病院機構
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
国立研究開発法人国立がん研究センター
国立研究開発法人国立循環器病研究センター
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人国立国際医療研究センター
国立研究開発法人国立成育医療研究センター
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
独立行政法人農林水産消費安全技術センター
独立行政法人家畜改良センター

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
国立研究開発法人森林研究・整備機構
国立研究開発法人水産研究・教育機構
国立研究開発法人産業技術総合研究所
独立行政法人製品評価技術基盤機構
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
国立研究開発法人土木研究所
国立研究開発法人建築研究所
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
独立行政法人海技教育機構
独立行政法人自動車技術総合機構
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
国立研究開発法人国立環境研究所

試験独法関連TLO

特許法施行令第10条第3号ホ

軽減率：1/2に軽減

要件

上記独立行政法人などの研究成果に係る特許権などを移転する事業を行う者

対象者別要件（試験研究機関など）

承認TLO

特許法施行令第10条第3号ハ

軽減率：1/2に軽減

要件

大学などにおける技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（TLO法）第4条第1項の承認を受けた実施計画に係る同法第2条第1項に規定する特定大学技術移転事業を実施する者

公設試験研究機関を設置する者

特許法施行令第10条第3号ヘ

軽減率：1/2に軽減

要件

公設試験研究機関を設置する者（＝地方公共団体）

試験研究地方独立行政法人

特許法施行令第10条第3号ト

軽減率：1/2に軽減

要件

地方独立行政法人のうち試験研究に関する業務を行う者

対象者別要件（試験研究機関など）

<よくあるご質問>

問 1：大学に所属する学生は「大学などの研究者」に該当しますか？

答 1：通常、学生は「大学などの研究者」に該当しません。ただし、学生であっても、大学の「職員」として専ら研究に従事する者である場合には「大学などの研究者」に該当します。

問 2：大学などの研究者と学生の共同発明について、学生から特許を受ける権利の譲渡を受けて大学などの研究者が単独で出願しました。この場合、減免措置の適用を受けられますか？

答 2：可能です。出願人が大学などの研究者であれば、発明者の属性に関わらず、減免措置を受けることができます。

問 3：大学の学生による発明を大学が承継して出願した場合、減免措置は受けられますか？

答 3：可能です。出願人が大学を設置する者（国立大学法人、公立大学法人、学校法人など）であれば、発明者の属性に関わらず、減免措置を受けることができます。

問 4：民間企業の研究者が大学に移籍し、その際に当該研究者の発明を民間企業から大学が承継しました。この場合、大学が承継した発明について減免措置は受けられますか？

答 4：可能です。出願人が大学を設置する者（国立大学法人、公立大学法人、学校法人など）であれば、発明者の属性に関わらず、減免措置を受けることができます。

対象者別要件（試験研究機関など）

<よくあるご質問>

問5：発明者に大学など研究者でない者が含まれる発明について、承認TLOが出願した場合に、減免措置は受けられますか？

答5：発明者の中に1名以上の大学など研究者が存在すれば特定大学技術移転事業の実施に係るものと言えますので、審査請求料、特許料の減免の対象になります。

問6：大学など研究者を発明者に含む発明が民間企業に譲渡され、その後承認TLOが民間企業から譲渡を受けた場合において、減免措置は受けられますか？

答6：承認TLOの出願が減免措置の対象となるのは、その出願に係る発明が特定大学技術移転事業の実施に係るものである場合、つまり、大学における技術に関する研究成果である発明を大学などから譲り受けて、民間事業者へ移転する事業を行っている場合です。質問の場合は、大学の研究者から既に民間事業者に対して譲渡がなされているため、大学の研究成果の民間事業者への移転を実施するという趣旨から外れるものです。したがって、減免の対象とはなりません。

問7：大学と民間企業の共同出願について、承認TLOが大学及び民間企業から譲渡を受けた場合は、減免措置は受けられますか？

答7：譲渡者が複数ある場合でも、大学関係者が一部含まれる場合には減免措置の対象になります。

対象者別要件（試験研究機関など）

<よくあるご質問>

問 8：民間企業の研究者が独立行政法人などに移籍し、その際に当該研究者の発明を民間企業から独立行政法人などが承継しました。この場合、独立行政法人などが承継した発明について減免措置は受けられますか？

答 8：可能です。出願人が独立行政法人などであれば、発明者の属性に関わらず、減免措置を受けることができます。

問 9：民間企業の研究者が地方独立行政法人に移籍し、その際に当該研究者の発明を民間企業から地方独立行政法人が承継しました。この場合、地方独立行政法人が承継した発明について減免措置は受けられますか？

答 9：可能です。出願人が地方独立行政法人であれば、発明者の属性に関わらず、減免措置を受けることができます。

問 10：民間企業の研究者が公設試験研究機関に移籍し、その際に当該研究者の発明を民間企業から県が承継しました。この場合、県が承継した発明について減免措置は受けられますか？

答 10：可能です。出願人が公設試験研究機関を設置する者（＝地方公共団体）であれば、発明者の属性に関わらず、減免措置を受けることができます。

対象者別要件（個人）

生活保護受給者

特許法等関係手数料令第1条の2第1号イ
特許法施行令第9条第1号イ

要件

生活保護を受けていること

軽減率：免除
(※) 1/2に軽減

市町村民税非課税者

特許法等関係手数料令第1条の2第1号ロ
特許法施行令第9条第1号ロ

要件

市町村民税が課されていないこと

軽減率：免除
(※) 1/2に軽減

※審査請求料、特許料（1～3年分）：免除
特許料（4～10年分）：1/2

所得税非課税者

特許法等関係手数料令第1条の2第1号ハ
特許法施行令第9条第1号ハ

要件

所得税が課されていないこと

軽減率：1/2に軽減

1

減免制度の概要

2

新減免制度の対象者

3

減免申請方法

4

(補足) PCT国際出願制度の料金軽減・支援措置

減免申請方法

- ◆ 新減免制度においては、減免申請書や証明書類の提出が不要
- ◆ 出願審査請求書（又は特許料納付書）への「特記事項」の記載のみで減免を受けることが可能

【書類名】 出願審査請求書
【提出日】 令和 年 月 日
【あて先】 特許庁長官殿
【出願の表示】
【出願番号】 特願20XX-XXXXXX
【請求項の数】 X
【請求人】
【識別番号】 XXXXXXXXXX
【氏名又は名称】 ○▼株式会社
【代表者】 特許 太郎 印
【手数料の表示】
【予納台帳番号】 XXXXXX
【納付金額】 XXXXXX
【手数料に関する特記事項】 **特許法施行令第10条第1号イに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。※**

記載例

- 【手数料（特許料等）に関する特記事項】の欄を設け、減免を受ける者ごとに**減免を受ける旨（特許法・・・に該当する請求人である。）**を記載する。
- 特記事項に、**減免申請書の提出を省略する旨**を記載することにより、減免申請書の提出の省略が可能になる。
- 共同出願の場合、減免対象者の持分に応じた金額が減免されるため、上記2点に加え減免対象者名と持分割合の記載が必要となる。また、【その他】の欄に手数料(特許料など)の納付の割合の記載も必要となる。
なお、持分を証明する書面の提出は不要とする。
- 減免申請は出願審査請求書又は特許料納付書の提出と同時に
行わなければならない。

※減免の適用を受けない株式会社○○と減免の適用を受ける株式会社△△との共同出願の場合の記載例

【手数料に関する特記事項】 特許法施行令第10条第1号イに掲げる者に該当する請求人である。（株式会社△△ 持分 1 / 2）。減免申請書の提出を省略する。

【その他】 手数料の納付の割合 3 / 4

減免申請方法

対象者別 根拠条文一覧

中小企業 (法人・個人事業主)	製造業、建設業、運輸業その他の業種 卸売業 サービス業 小売業 ゴム製品製造業 ソフトウェア業又は情報処理サービス業 旅館業 企業組合 協業組合 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会 農業協同組合、農業協同組合連合会 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会 森林組合、森林組合連合会 商工組合、商工組合連合会 商店街振興組合、商店街振興組合連合会 消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会 NPO法人	特許法施行令第10条第1号イ 特許法施行令第10条第1号ロ 特許法施行令第10条第1号ハ 特許法施行令第10条第1号ニ 特許法施行令第10条第1号ホ 特許法施行令第10条第1号ヘ 特許法施行令第10条第1号ト 特許法施行令第10条第1号チ 特許法施行令第10条第1号リ 特許法施行令第10条第1号ヌ 特許法施行令第10条第1号ル 特許法施行令第10条第1号ヲ 特許法施行令第10条第1号ワ 特許法施行令第10条第1号カ 特許法施行令第10条第1号コ 特許法施行令第10条第1号タ 特許法施行令第10条第1号レ 特許法施行令第10条第1号ソ
研究開発型中小企業 (法人・個人事業主)	試験研究費等比率が3%超（個人事業主） 試験研究費等比率が3%超（法人） 中小企業技術革新支援制度（SBIR）の補助金等交付事業 承認経営革新計画における技術に関する研究開発事業 認定異分野連携新事業分野開拓計画における技術に関する研究開発事業 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の認定計画における特定研究開発	特許法施行令第10条第2号イ 特許法施行令第10条第2号ロ 特許法施行令第10条第2号ハ 特許法施行令第10条第2号ニ 特許法施行令第10条第2号ホ 特許法施行令第10条第2号ヘ
小規模企業 中小スタートアップ企業	小規模個人事業主 小規模企業（法人） 中小スタートアップ個人事業主 中小スタートアップ企業（法人）	特許法施行令第10条第4号イ 特許法施行令第10条第4号ロ 特許法施行令第10条第5号イ 特許法施行令第10条第5号ロ

減免申請方法

対象者別 根拠条文一覧 続き

福島復興再生特別措置法の認定重点推進計画に基づいて事業を行う中小企業 (法人・個人事業主)		特許法施行令第10条第6号
非課税中小企業 (法人・個人事業主)	事業税非課税個人事業主	審査請求料：特許法関係手数料令第1条の2第1号ニ 特 許 料：特許法施行令第9条第1号ニ
	法人税非課税中小企業（法人）	審査請求料：特許法関係手数料令第1条の2第2号 特 許 料：特許法施行令第9条第2号
試験研究機関など	大学などの研究者 大学など 承認TLO 独立行政法人など 試験独法関連TLO 公設試験研究機関を設置する者 地方独立行政法人	特許法施行令第10条第3号イ 特許法施行令第10条第3号ロ 特許法施行令第10条第3号ハ 特許法施行令第10条第3号ニ 特許法施行令第10条第3号ホ 特許法施行令第10条第3号ヘ 特許法施行令第10条第3号ト
個人	生活保護受給者	審査請求料：特許法関係手数料令第1条の2第1号イ 特 許 料：特許法施行令第9条第1号イ
	市町村民税非課税者	審査請求料：特許法関係手数料令第1条の2第1号ロ 特 許 料：特許法施行令第9条第1号ロ
	所得税非課税者	審査請求料：特許法関係手数料令第1条の2第1号ハ 特 許 料：特許法施行令第9条第1号ハ

減免制度全般に関するQ&A

<よくあるご質問>

問1：特許庁への減免申請は、いつ行えばよいですか？

答1：減免申請は出願審査請求時、又は特許料納付書の提出時と同時に行っていただく必要があります。事後的に減免申請を行うことはできません。

また、個人の方で第1年分から第3年分の特許料の免除のみを申請する場合は、特許料納付書を提出することなく、減免申請書を納付期限内に特許庁宛に御提出ください。

問2：出願人の減免対象要件は、いつの時点で判断すればよいでしょうか？

答2：減免申請時（すなわち審査請求時、又は特許料納付時）において判断していただくことになります。

問3：施行日（2019年4月1日）時点で中小企業の特許権者である特許権があります。2019年4月以降に特許料第4年目の納付をする予定ですが、この納付において新減免制度は適用されるのでしょうか？

答3：新減免制度は適用されません。この場合、施行日より前（2019年3月31日以前）に審査請求をした場合に該当します。施行日より前に審査請求をした場合には、施行日より前に存在している減免制度（旧減免制度）に基づき、審査請求料・特許料（1～10年分）に係る減免の適用が判断されます。減免申請手続は、旧減免制度における申請手続に基づき、行うことになります。

減免制度全般に関するQ&A

<よくあるご質問>

問4：一般社団法人や公益財団法人はこの減免措置の適用を受けられますか？

答4：法人税非課税中小企業、小規模企業、中小スタートアップ企業のいずれかの要件を満たせば、減免措置の適用を受けることができます。

問5：大企業と中小企業の共願の案件の取り扱いはどうなるのでしょうか？

答5：中小企業の持分に応じた金額が軽減されます。例えば、大企業と中小企業の持分がそれぞれ1/2で、中小企業の軽減率が1/2の場合、最終的に納付すべき金額は、正規の納付金額の $3/4 (= 1/2 + 1/2 \times 1/2)$ となります。

問6：特許料の自動納付や包括納付における減免の取り扱いはどうなるのでしょうか？

答6：特許料の自動納付については、施行日以降に出願審査請求をする案件についても減免措置を受けることができます。包括納付についてはこれまでと同様、減免措置は利用できません。

問7：特許請求の範囲について補正や訂正をする際に増加した請求項の分の審査請求料について、減免措置は適用されますか？

答7：適用されます。

減免制度全般に関するQ&A

<よくあるご質問>

問 8：審査請求時には減免申請をしていなかったのですが、特許料の納付にあたり、減免申請をすることで減免措置は適用されますか？

答 8：審査請求時に減免措置を受けていない場合でも、特許料の納付にあたり、減免申請をすることで減免措置は適用されます。

問 9：第1年分から第3年分の特許料納付時には減免申請をしなかったのですが、第4年分の特許料納付にあたり、減免申請をすることで減免措置は適用されますか？

答 9：第1年分から第3年分の特許料納付時に減免措置を受けていない場合でも、第4年分の特許料納付にあたり、減免申請をすることで減免措置は適用されます。

問 10：当社は設立後10年を経過していない中小企業です。中小企業（会社）と中小スタートアップ企業（法人）の両方の要件に該当しますが、この場合、いずれの要件に基づいて減免申請をすればよいですか？

答 10：減免対象者としての複数の要件に該当する場合は、任意でいずれかを御選択いただいで減免申請をしていただくことになります。また、複数の要件に基づいて減免措置が重複適用されることはありません。また、審査請求時と特許料納付時で、減免の要件が違っていても問題ありません。

減免制度全般に関するQ&A

<よくあるご質問>

問 1 1 : 審査請求料に関する減免申請をしてから、減免申請の適否について通知されますか？

答 1 1 : 審査請求料に関する減免申請の適否については通知されません。減免の適用を受けられないと判断された場合は、審査請求書に対して不足する手数料についての補正指令が発せられることとなります。

問 1 2 : 減免可否の判断が特許権者に伝わるまでの流れを教えてください。

答 1 2 : 設定登録に係る特許料（第1年分から第3年分）について減免申請が認められた場合は、特許証に同封する「特許権設定登録通知書」に減免された旨が記載されます。特許証は、紙発送の場合、設定登録日から約2～3週間後に発送されます。オンライン発送の場合は、設定登録日の翌週2開庁日目に、インターネット出願ソフトで受領できる状態となります。権利存続に係る特許料（第4年分から第10年分）について減免申請が認められた場合は、「案件一覧：年金領収書の通知」の納付金額の欄に軽減後の額が記載されます。本通知は、紙発送の場合、原簿に記録した後2～3週間で送付します。オンライン発送の場合は、原簿に記録した日の翌週2開庁日目に、インターネット出願ソフトで受領可能となります。

問 1 3 : 特許料の納付期限を徒過してしまい、特許料の追納をするつもりなのですが、この場合減免措置の適用は受けられますか？

答 1 3 : 追納の際に減免申請を行うことで、減免措置の適用を受けることができます。この場合、特許料と同額の「割増特許料」についても減免措置が適用されます。

減免制度全般に関するQ&A

<よくあるご質問>

問 1 4 : 1/3に軽減される場合、1円未満の端数が生じることがあると思いますが、この場合、端数は切り捨てですか切り上げですか？

答 1 4 : 1/3に軽減後の額に端数が生じた場合、10円未満の端数は切り捨てた額で納付して下さい。

(例) 請求項数7の場合

- 審査請求料

$(138,000\text{円}^{\ast} + 4,000\text{円} \times 7) \times 1/3 = 55,333.333\cdots\text{円} \rightarrow 55,330\text{円}$

※ 2019年4月1日以降に行った特許出願の場合の審査請求料となります。

- 特許料 (第1年から第3年までの設定登録料)

[ステップ 1 単年分を計算] $(4,300\text{円} + 300\text{円} \times 7) \times 1/3 = 2133.333\cdots\text{円}$
 $\rightarrow 2,130\text{円}$

[ステップ 2 第1年から第3年までの合計を計算] $2,130\text{円} \times 3 = 6,390\text{円}$

(※通常の特許料 $19,200\text{円} \times 1/3 = 6,400\text{円}$ ではありませんので、ご注意ください。)

減免制度全般に関するQ&A

<よくあるご質問>

問 1 5 : 共同出願又は共有特許権の場合について、減免申請人が含まれています。料金はどのように算出すればよいでしょうか？

答 1 5 : 共有者ごとに規定された審査請求料・特許料の金額（減免申請者分については、減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得られる額を合算し、合算額に10円未満の端数がある場合には、10円未満の端数を切り捨てた額で納付して下さい。

★例 1 ★

- 請求項数が4の場合、審査請求料が154,000円
- A社（持分1/3）、B社（持分1/3）、C社（持分1/3）の3者共有
- A社が中小スタートアップ企業により1/3に軽減
- B社が中小企業により1/2に軽減
- C社は大企業であり軽減されない

→各者の軽減率と持分を乗じて合算した納付の割合は、 $11/18$
（ $=1/3 \times 1/3 + 1/2 \times 1/3 + 1/3$ ）であり、154,000円に $11/18$ を乗じると94,111.111・・・円となり、端数処理により94,110円となります。

減免制度全般に関するQ&A

<よくあるご質問>

★例2★

- 請求項数が1の場合の特許料（第1年から第3年の設定登録料）が13,800円（第1年分4,600円、第2年分4,600円、第3年分4,600円）
- A社（持分1/3）、B社（持分1/3）、C社（持分1/3）の3者共有
- A社が中小企業により1/2に軽減され、
- B社が中小企業により1/2に軽減され、
- C社は大企業であり軽減されない

→各者の軽減率と持分を乗じて合算した納付の割合は、 $2/3$
（ $=1/2 \times 1/3 + 1/2 \times 1/3 + 1/3$ ）であり、第1年分4,600円に $2/3$ を乗じると3,066.666...円となり、端数処理により3,060円となります。第2年分、第3年分も同様に3,060円となります。最後に、第1年から第3年までを合計し、9,180円（ $=3,060 \text{円} \times 3$ ）となります。

（※通常の特許料13,800円 $\times 2/3 = 9,200$ 円ではありませんので、ご注意ください。）

手続料金計算システム

<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/jidou-keisan/index.html>

計算方法が分からない時は

減免制度全般に関するQ&A

<よくあるご質問>

問 1 6 : PCT国際出願を指定国日本に国内移行する案件について、審査請求を行う際に、国内の審査請求料の減免措置は適用されますか？

答 1 6 : 適用されます。なお、「特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願」又は「特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願」に該当する場合は、それぞれ低額に設定されている審査請求料に対して、国内の減免措置が適用されることになります。

問 1 7 : 要件に該当することを証する書面（証明書類）の提出を求められることは無いのですか？

答 1 7 : 減免申請時に証明書類を提出する必要はありませんが、特許庁が求めるときには後ほど提出していただくことがあります。

1

減免制度の概要

2

新減免制度の対象者

3

減免申請方法

4

(補足) PCT国際出願の料金軽減・支援措置

(参考：PCT) 対象となる手数料

- ◆ 日本語でなされたPCT国際出願においては、中小企業などに対する料金の軽減・支援措置がある。
- ◆ 国際出願時・国際予備審査請求時の手数料が対象となる。

出願時

送付手数料

17,000円

調査手数料

143,000円

国際出願手数料

183,900円～※

※用紙の枚数・出願方法（オンラインor紙）により変動

国際予備審査請求時（任意）

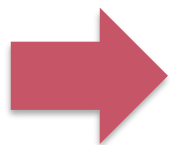
予備審査手数料

34,000円

取扱手数料

35,700円

※料金情報は、2024年11月1日時点



これらの手数料について、対象者としての要件を満たせば、
料金軽減・支援措置の対象に

(参考：PCT) 対象者・要件

- ◆ 対象者・要件については以下のとおり。
- ◆ 軽減・支援措置を利用すると、特許庁に支払う負担額は1/2、1/3または1/4となる。

対象者	負担率
中小企業	1/2の料金負担
研究開発型中小企業	1/2の料金負担
小規模企業・中小スタートアップ企業	1/3の料金負担
福島特措法の認定中小企業	1/4の料金負担
非課税中小企業	対象外
大学、承認TLO、独立行政法人など、公設試験研究機関を設置する者など	1/2の料金負担
生活保護受給者、市町村民税非課税者	対象外
所得税非課税者	対象外

(参考：PCT) 料金軽減・支援措置の申請方法（「PCT国際出願制度の概要」より引用）

中小企業やスタートアップ企業、大学などが、日本語でPCT国際出願を行う場合、国際出願関係手数料に係る軽減・支援措置により、**手数料負担が緩和**されます！

中小企業
大学

1
/ 2

小規模企業
中小スタートアップ企業

1
/ 3

福島浜通り等の
中小企業※

1
/ 4

※福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて事業を行う中小企業
(会社・個人事業主・組合・NPO法人)

軽減措置

対象となる手数料

出願時：**送付手数料・調査手数料**

国際予備審査請求時：**予備審査手数料**

(手続時に手数料の1/2、1/3、1/4に相当する金額を納付)

※大企業の子会社は基本的に対象外

国際出願手数料等支援措置

対象となる手数料

出願時：**国際出願手数料**

国際予備審査請求時：**取扱手数料**

(手続時に手数料の1/2、1/3、1/4に相当する金額を納付)

申請方法

願書又は予備審査請求書と**同時に**、軽減申請書を提出してください

※軽減申請書が添付されていることをもって本支援措置の申告があったものとして取り扱います

※大企業の子会社は基本的に対象外

証明書の提出不要

本講義の内容に関するお問い合わせ先

特許庁 総務部 総務課 調整班

電話：03-3581-1101 内線2105

ありがとうございました

特許庁総務部総務課

